

石川県土木部建築住宅課長  
( 公 印 省 略 )

### 被災宅地復旧支援事業の支援対象となる地盤改良工事の取扱いについて (通知)

日頃より、県の建築住宅行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年能登半島地震においては、多くの住宅が液状化により甚大な被害を受けました。「被災宅地復旧支援事業」では、地震により液状化が発生した、またはそのおそれがある宅地について、液状化被害の軽減を目的に、液状化対策のための地盤改良工事に対する支援を行っています。

液状化は、地下水位が高い砂質の地盤で発生しやすく、被害を軽減するためには、適切な地盤調査及び必要な対策が不可欠です。一方で、住宅の建築においては、液状化の検討が行われないケースが見受けられ、将来的な被害防止のため、適切な調査検討の実施が求められています。

つきましては、本通知の趣旨につきまして貴协会会员へ周知いただくとともに、协会会员におかれましては、交付申請や建築主からの相談に際し、以下の点にご留意のうえ適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

#### (1) 地盤調査等の実施について

発災から2年が経過し、写真や現地確認だけでは液状化が生じたかどうかの判断が難しくなっています。判断が困難な場合は、地盤調査等を実施し、液状化のおそれの有無を客観的に確認してください。

#### (2) 液状化判定の実施について

地盤調査結果報告書において、液状化判定を実施していない事例が見受けられます。支援対象の可否判断に不可欠なため、必要な調査を行い、液状化判定を実施してください。

例) SWS試験(水位測定、試料採取含む)結果による簡易液状化判定 など

#### (3) 液状化に関する根拠の提示について

液状化のおそれがない単なる軟弱地盤の改良は、本事業の対象外です。県内での公平・統一的な運用のため、窓口相談や申請に際しては、液状化判定の結果など、液状化の発生状況やそのおそれを客観的に示す根拠資料を提示してください。

( 担 当 )

まちづくりグループ 牧島、宮坂

TEL: (076) 225-1778

# 被災宅地復旧支援事業

地震で被害を受けた方への再建を後押しするため、  
「液状化の発生した」または「液状化のおそれのある」宅地の  
液状化対策の地盤改良工事を支援しています。

液状化の判断には、

- ① 地盤の調査
  - ② 液状化の判定
- 2つ必要

液状化は地下水位が高く、砂質の地盤で起こりやすいことが分かっています。

そのため、液状化被害を防ぐには、事前にきちんとした調査を行い、  
必要に応じた対策をとることが大切です。まずは、工事を依頼する  
ハウスメーカーや工務店などに地盤の状況についてご相談ください。

## ①地盤の調査



液状化は、噴砂などの地表面の変状により目視で確認できますが、時間の経過とともに、写真や現地確認による判断が難しくなってしまう。

地盤調査（SWS試験、ボーリング調査など）に加え、水位測定、試料採取等の実施により、液状化のおそれの有無をより客観的に判定することができます。

## ②液状化の判定



判断を統一するため、地盤の調査結果に基づく液状化判定を行ってください。

簡易な判定であれば、住宅を建てる前に通常行われている地盤調査（SWS試験）に、水位測定、試料採取を追加することにより液状化のおそれの有無を判断することができます。

※通常は、水位測定、試料採取、液状化判定を行わないことが多いため、ご注意ください。

【問い合わせ先】 各市町被災宅地復旧支援事業窓口へお問い合わせください